

「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金」（県単独制度）の
条件変更によって追加で発生する信用保証料の支援に係る
照会回答事例集

令和3年7月2日現在
島根県商工労働部中小企業課

■支援の仕組みについて

1 この支援の目的は。

A：

県内中小企業者が、「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金」による借入金の返済計画の見直し（以下、「条件変更」という。）をしやすくし、事業継続に必要な手許資金の確保を支援する。

2 本支援の概要は。

A：

「島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金」を据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で期限延長する条件変更をしたとき、信用保証料の追加負担分について県が信用保証協会へ支払う。

3 対象となる条件変更の留意点は。

A：

- 条件変更後の返済方法は、融資期間内の元金均等月賦にかぎる（不均等返済や、いわゆるテールヘビーは不可）
- 借入時に据置期間を設定していなかった、もしくは既に据置期間が終了している場合、借入当初から3年以内の範囲で、条件変更時点の残高に対して据置期間を設定することができる
- 借入時に3年以内で設定している据置期間を変更せずに、融資期間のみを12年以内の範囲で期間延長する場合も認める

4 本支援の取扱い期間は。

A：

令和3年7月2日条件変更承諾分から令和3年12月末条件変更実行分まで。